新規医療技術の保険導入 (歯科)

第1 基本的な考え方

医療の高度化等に対応する観点から、診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、新規技術の保険導入を行う。

第2 具体的な内容

1 非侵襲性歯髄覆罩法

深在性の齲蝕歯(臨床的に健康な歯随を有する又は可逆性歯髄炎を伴う齲 蝕歯)に対して、感染歯質を残した水酸化カルシウム製剤等による非侵襲性 の歯髄覆罩法について、新たに診療報酬上の評価を行う。

(新)非侵襲性歯髄覆罩(ふくとう) 〇〇〇点(1歯につき)

「算定要件

- 1 感染象牙質を部分的に除去した後、計画的に水酸化カルシウム製剤等を貼付し、歯 髄の保存を図った場合に算定する
- 2 非侵襲性歯髄覆罩を行った場合は3か月間の経過観察を行う
- 3 非侵襲性歯髄覆罩を行った歯が抜髄となった場合は、抜髄に係る費用から低減

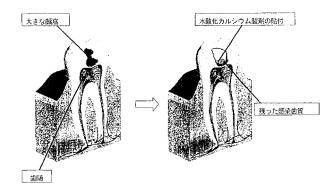
(参考) 非侵襲性歯髄覆罩法

蘇蝕によって発生する齲窩が大きく、感染した軟化象牙質を全て除去すれば歯髄が露出し、歯髄の除去に至る可能性がある深在性の齲蝕菌(臨床的に健康な歯髄を有する又は可逆性歯髄炎を伴う齲蝕歯)に対して、感染歯質を一部残し、無菌化、再石灰化及び修復象牙質の形成を促すための水酸化カルシウム製剤等を貼付し、感染部の治癒を図る技術。

88

[算定要件]

- 1 病院等に入院中の患者であって肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いものに対して、 肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を 行った場合に、入院中1回に限り算定する
- 2 肺血栓塞栓症の予防を目的として使用される弾性ストッキング及び間歇的空気圧迫 装置を用いた処置に用いた機器、材料の費用は所定点数に含まれる



2 静脈内鎮静法

歯科治療に対して協力を得ることが難しい小児患者、歯科治療恐怖症の患者及び歯科治療時に配慮すべき医科的全身疾患を有する患者等を対象とした 静脈内鎮静法について、新たに診療報酬上の評価を行う。

新 静脈内鎮静法 〇〇〇点

[算定要件]

- 1 術前・術中・術後の管理を十分に行うこと
- 2 静脈確保の手技、薬剤の投与量と呼吸・循環系など全身状態の把握、鎮静過剰期に おける対応、意識消失時の気道確保など、的確な全身的管理を行うこと
- 3 吸入鎮静法と併せて算定することはできない

3 肺血栓塞栓症予防管理

肺血栓塞栓症を発症する危険性が高い入院中の患者に対して、肺血栓塞栓 症の予防を目的として行う計画的な医学管理について、歯科診療報酬におい ても評価を行う。

肺血栓塞栓症予防管理料 〇〇〇点

89

【 Ⅱ-6 (歯科医療の充実について) -⑩ 】

歯科矯正及び小児義歯の適応症の拡大

第1 基本的な考え方

- 1 歯科矯正治療は、疾患としての位置付けが明確なものについて診療報酬上評価している。
- 2 また、現行の診療報酬上においては、小児義歯は原則として認められていないが、後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症児に対する小児義歯に限り認められている。
- 3 これらの技術について、学会からの医療技術評価希望書に基づき、医療技 術評価分科会において検討した結果を踏まえ、療養の給付の対象とする歯科 矯正及び小児義歯の適応症の拡大を行うとともに、歯科矯正治療について、 診療の実態に即したものとなるよう、歯科矯正診断料及び顎口腔機能診断料 の評価の在り方を見直す。

第2 具体的な内容

1 歯科矯正に関する療養の給付の対象とする適応症の拡大 歯科矯正治療に係る療養の給付の対象となる厚生労働大臣が定める先天性 疾患等の範囲を拡大する。

現一行	改正案
[療養の給付の対象とする適応症]	[療養の給付の対象とする適応症]
・唇顎口蓋裂に起因した咬合異常	・唇顎口蓋裂に起因した咬合異常
・顎離断等の手術を必要とする顎変形症	・顎離断等の手術を必要とする顎変形症
・以下の疾患に起因する咬合異常	・以下の疾患に起因する咬合異常
ゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含	ゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含
む。)、鎖骨・頭蓋異形成症、クルーゾン症候	む。)、鎖骨・頭蓋異形成症、クルーゾン症
群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエール	候群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエー
ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシル	ルロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシ
バー症候群、ターナー症候群、ベックウィズ・	ルバー症候群、ターナー症候群、ベックウィ
ウィードマン症候群、尖頭合指症	ズ・ウィードマン症候群、尖頭合指症、 <u>ロン</u>
	ベルグ症候群、先天性ミオパチー、顔面半側
	肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、
	軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維
	腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、
	マルファン症候群、プラダーウィリー症候
	群、顔面裂
	0.1

2 歯科矯正治療の診療実態に即した算定要件等の見直し

歯科矯正治療について、実態に即した評価を行うため、歯科矯正診断料に 係る診断を行う時期として、一連の歯科矯正治療における顎切除等の手術を 実施するときを追加し、新規に評価する。

現行	改正案
1 歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始した とき、動的処置を開始したとき、マルチブ ラケット法を開始したとき及び保定を開始 したとき、各々につき1回に限り算定する	1 歯科議正診断料は、歯科矯正を開始した とき、動的処置を開始したとき、マルチブ ラケット法を開始したとき保定を開始した とき及び一連の歯科矯正治療における類切 除等の手術を実施するとき、各々につき1 回に限り算定する
2 顎口腔機能診断料の算定要件 別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方社会保険事 務局に届け出た保険医療機関において、顎 変形症の歯科矯正に係る顎 <u>口腔機能分析 及び歯科矯正診断</u> を行い、病名、症状、治 頻度、保定等について記載した治療計画書 を歯科矯正に関する医療を担当する保険 医療機関及び口腔に関する医療を担当す る保険医療機関が連携して作成し、患者に 対し、その内容について検査資料を用いて 説明した上で、文書により情報提供を行っ た場合に算定する	2 顎口腔機能診断料の算定要件 別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方社会保険事 務局に届け出た保険医療機関において、顎 変形症の歯科矯正に係る顎口腔機能分析 を行い、治療計画書を顎離断等の手術を担 当する保険医療機関と連携して作成した 患者に対し、文書により提供した場合に算 定する

3 小児義歯に関する療養の給付の適応症の拡大

後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症以外 の先天性疾患についても、脆弱な乳歯の早期喪失や崩壊等により総義歯又は 局部義歯が必要となる場合があることから、小児義歯の適応症を拡大する。

92

【 Ⅱ-6 (歯科医療の充実について) -⑩】

処置等に係る技術の基本診療料における評価

骨子【Ⅱ-6-(6)】

第1 基本的な考え方

- 1 平成18年度歯科診療報酬改定においては、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為(外来)のタイムスタディー調査」の結果に、重要度、難易度、必要時間等に応じて、歯周基本治療、根管治療及び歯冠修復について評価の見直しを行ったところであるが、他方、歯科医師が行う比較的に簡単で短時間で実施できる一部の歯科医療技術についても、適正な評価を行うことが求められている。
- 2 歯科医療技術の適正な評価を行うとともに、歯科診療報酬体系の簡素化を 図る観点から、重要度が低い、又は、比較的に簡単で必要時間の短い、ラバ ーダム防湿等一部の処置等に係る既存の技術については、基本診療料におい て評価することとする。

第2 具体的な内容

歯科治療において重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、 既存の歯科医療技術の評価の見直しを行うとともに、一部の処置等に係る技 術については、基本診療料において評価することとし、併せて初・再診料の 評価を引き上げる。

【現行】	【 改正案 】	
ラバー加算(10点)	→ 初診料	OOO点
(廃止)	再診料	点000点 点000
· 歯肉息肉除去術 (54点)		,
(164.1-1)		

現 行	改正案
【小児義歯の適応症】	【小児義歯の適応症】
・後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼	・後継永久歯が無く著しい宮語障害及び咀嚼障
障害を伴う先天性無歯症	害を伴う先天性無歯症
	・脆弱な乳歯の早期喪失や崩壊及び後継永久歯
	の先天欠損を伴う象牙質形成不全症、象牙質
	異形成症、エナメル質形成不全症、外胚葉性
	異形成症、低フォスファターゼ症、パピヨン
	ニルフェブル症候群及び先天性好中球機能
	不全症の小児
	・局部義歯: 1 床につき算定
	・総義歯:1顎につき算定

93

【 Ⅱ-6 (歯科医療の充実について) -⑩】

検査及び画像診断に係る技術の評価の見直し

骨子【Ⅱ-6-(6)】

第1 基本的な考え方

歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的な再評価に改める。

第2 具体的な内容

補綴関連検査のうち、実施率の低く同様の目的を有する類似の技術である下 顎運動路描記法、ゴシックアーチ検査、パントグラフ検査及びチェクバイト検 査を顎運動関連検査として一体的に評価する。

(新)顎運動関連検査(仮称) 〇〇〇点

現	行	改正案
 下顎運動路描記法、 チェックバイト検査 ゴシックアーチ検査 パントグラフ検査 	400点 500点	<u>頸運動関連検査 QQQ点</u> (一装置につき1回に限り算定)

[算定要件]

顎運動関連検査は、下顎運動路描記法 (MMG)、ゴシックアーチ描記法若しくは パントグラフ描記法により検査を行った場合又はチェクバイト検査を実施した場合に 算定する

歯科固有の技術に関する評価の見直し

骨子【Ⅱ-6-(6)】

第1 基本的な考え方

- 1 歯科固有の医療技術の適正評価を図る観点から、歯科治療において重要度、 難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、歯科医療技術の評価の見直し 等を行う。
- 2 併せて、歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的な再評価に改める。

第2 具体的な内容

- 1 歯科治療において重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、以下の見直しを行う。
 - ・ 歯科医療技術の評価の見直しを行う。
 - ・ 評価の対象となっている処置の内容が必ずしも歯科診療の実態に即した ものとなっておらず、また、明確なものとなっていない技術について、内 容の明確化等を行う。
 - ・ 同一手術野等において実施される複数手術において、必ずしも評価が十分でないとの指摘があった手術について、より適切な評価を行う。

(1) 初期齲蝕小窩製溝填塞処置の評価の引き上げ

現行	改正案
【初期齲蝕小窩裂溝填塞処置】	【初期齲蝕小窩裂溝填塞処置】
108点	<u>000</u>
小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の	小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の
費用を含むものとする	費用を含むものとする

(2) 根管内異物除去の引き上げ

現行	改正案	
【根管内異物除去】 (1 歯につき)	【根管内異物除去】 (1歯につき)	
140点	<u>000ā</u>	

96

(5) 乳歯・難抜歯・埋伏歯の抜歯に係る評価の引き上げ

現行		改正案	
【抜歯手術】(1 歯に	つき)	【抜歯手術】 (1 歯につき)	
乳菌	120点	乳菌	000点
難抜歯	460点	前歯	000点
埋伏歯	1,000点	埋伏歯	000点

(6) 歯根嚢胞摘出術に係る評価の引き上げ

現 行		改正案	
【歯根嚢胞摘出手術】		【歯根嚢胞摘出手術】(1 歯	につき)
歯冠大のもの	770点	歯冠大のもの	〇〇〇点
拇指頭大のもの	1,300点	拇指頭大のもの	000点

(7) 歯根端切除手術に係る評価の引き上げ

	(1) El 12-10 331-1 1 111-1 1 0 0 1 1 1 1 0 3 3 1	C 2-17	
現 行		改正案	
	【歯根端切除手術】(1歯につき)	【歯根端切除手術】(1 歯につき)	
	1,300点	000点	

(8) 現行の同一手術野等における複数手術について、所定点数の100分の 50により評価する手術

現 行	改正案	
	・歯根端切除手術及び歯根嚢胞摘出術・歯根端切除手術及び顎骨腫瘍摘出術(顎骨	新
	嚢胞(歯根嚢胞を除く。)に限る。)	

2 歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い技術である充填、エナメルエッチング法・エナメルボンディング法及び充填物の研磨については、充填及び窩洞形成の評価を引き上げ、エナメルエッチング法・エナメルボンディング法及び充填物の研磨の評価を廃止した上で、一体的に再評価を行う。

(1) EE+EB 加算、充填、研磨の総合的評価

(I) CC+CD 加昇、尤埧、	研磨の総合	776平1四	
現行		改正案	1
【歯冠形成】(1歯につき)		【歯冠形成】(1歯につき)	
窩洞形成		窩洞形成	
・ 単純なもの	44点	・ 単純なもの	OOO点
・ 複雑なもの	68点	・ 複雑なもの	000点
【充填】(1歯につき)		【充填】(1歯につき)	

(3) 加圧根管充填加算の引き上げ

現行	1		改正案	
【根管充填】(1歯につき)		【根管充填】	(1歯につき)	
1 単根管	68点	1 単根管		000点
2 2根管	90点	2 2根管		000点
3 3根管以上	110点	3 3根管	以上	<u>000点</u>
加圧根管充填を行った均	易合は、単根管、	加圧根管	充填を行った場合	は、単根管、
2根管又は3根管以上の所	所定点数に、11	2根管又は	3 根管以上の所定	尼点数に、〇〇
0点、130点又は150)点をそれぞれ加	<u> </u>	O点又はOOOだ	きをそれぞれ加
算する		算する		

(4) 齲蝕処置の内容の明確化

(4) 歯壁処理の内谷の別性に	
現 行	改正案
【齲蝕処置】 (1 歯1回につき)	【齲蝕処置】 (1 歯 1 回につき)
16点	<u>000点</u>
(内容)	(内容)
イ 多数歯にわたる齲蝕歯に同時に齲蝕治療	イ 齲蝕歯の歯冠部に行った軟化象牙質の
を行う場合であって、齲蝕の処置を同時に	除去及び暫間充填
行うことによって咬合の維持ができない場	
合において、やむを得ず齲蝕治療の実施の	
順序が後となる齲蝕歯に対して行った軟化	
象牙質の除去及び暫間充填	
ロ 歯根未完成の永久歯の歯内療法実施中	ロ 歯根未完成の永久歯の歯内療法実施中
に、根尖部の閉鎖状態の予後観察のために	に、根尖部の閉鎖状態の予後観察のために
行った水酸化カルシウム系糊剤等による暫	行った水酸化カルシウム系糊剤等による暫
間根管充填に併せて行った暫間充填	間根管充填に併せて行った暫間充填
ハ 歯髄覆罩等を行うにあたっての軟化象牙	ハ 歯髄覆罩及び歯冠修復物の脱落時の再装
質等の除去及び燐酸セメント又はカルボキ	<u>着等</u> を行うに当たっての軟化象牙質等の
シレートセメント等を用いた暫間充填	除去及び燐酸セメント又はカルボキシレ
	ートセメント等を用いた暫間充填
	ニ 抜歯禁忌症で義歯製作の必要上、やむを(改
	得ず行う齲蝕等により生じた残根の削合

1 単純なもの	52点	1	単純なもの		000点
2 複雑なもの	100点	2	複雑なもの		000点
注 エナメルエッチング法	及びエナメルボ	注	エナメルエッ	チング法及びエ	ナメルボン
ンディング法を行った場合	合は、所定点数に	ディ	ィング法を行っ	た場合の費用を	含む。
1歯につき43点を加算す	する。ただし、保				
険医療材料料を含むものと	とする。	ļ			
【充填物の研磨】(1 歯につ	(き) 14点	[3	で填物の研磨】	(1 歯につき)	廃止

【 Ⅱ-6 (歯科医療の充実について) -@ 】

歯冠修復及び欠損補綴に係る技術料の見直し

第1 基本的な考え方

歯冠修復及び欠損補綴に関する適正な技術評価を図る観点から、歯冠修復及び欠損補綴における重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、技術の評価の見直し等を行う。

第2 具体的な内容

1 現行の歯科診療報酬で築造体の製作料に包括評価されている支台築造製作に係る印象採得の技術料については、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為のタイムスタディー調査」の結果において、比較的長時間を要することや印象採得の技術が最終的に精度の高い築造体の製作に寄与することが指摘されていることから、支台築造(メタルコア)における印象採得に係る技術の評価を新設する。

(新)支台築造印象 〇〇〇点(1歯につき)

[算定要件]

- 1 支台築造の製作にあたって、根管を拡大しポスト孔の形成を行い、印象採得を行った 場合に算定する
- 2 保険医療材料料に係る費用は含まれるものとする
- 2 現行の歯科診療報酬では、歯冠形成の後、歯冠修復物を装着するまでの間に、当該歯の保護並びに歯周組織の保護等のために装着されるテンポラリークラウンについては、歯冠修復の技術料に包括評価されているが、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為のタイムスタディー調査」の結果において、製作に比較的長時間を要することや、その技術や製作物が最終的に精度の高い歯冠修復物の製作に寄与することが指摘されていることから、テンポラリークラウン(仮称)に係る技術の評価を新設する。

(新)<u>テンポラリークラウン(仮称) OOO点(1歯につき)</u>

[算定要件]

1 前歯部において、前装鋳造冠又はジャケット冠、硬質レジンジャケット冠に係る歯冠 形成を行った場合に1歯につき1回に限り算定できる

100

(4) 鋳造鉤の評価の引上げ

現行		改正案		
【線鉤(1個につき)】		【線鉤(1 個につき)】		(改)
1 双歯鉤	195点	1 双歯鉤	<u>000点</u>	\sim
2 両翼鉤	135点	2 両翼鉤	<u>000点</u>	

(5) 線鉤の評価の引上げ

現行		改正案		
【線鉤(1個につき)】		【線鉤(1個につき)】		(改)
1 双歯鉤	195点	1 双歯鉤	点000点	
2 両翼鉤	135点	2 両翼鉤	<u>〇〇〇点</u>	
3 レストのないもの	115点	3 レストのないもの	点000点	

- 2 前装鋳造冠又はジャケット冠、硬質レジンジャケット冠を装着するまでの修理等の費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない
- 3 テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は所定点数に 含まれ、別に算定できない
- 3 歯冠修復及び欠損補綴における重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、技術の評価の見直し等を行う。

(1) 前装鋳造冠の評価の引下げ

	現 行				改正案	
【前装鋳造冠】	(1 歯につき)	1.	200点	【前装鋳造冠】	(1 歯につき)	000点

(2) ポンティック (ダミー) 及び前装鋳造冠ポンティック (ダミー) の評価 の引き下げ並びに金属褒装ポンティック (ダミー) の評価の新設

現行	改正案
【ポンティック(ダミー)】(1 歯につき)	【ポンティック(ダミー)】 (1 歯につき)
428点	<u>〇〇〇点</u>
・ 前装鋳造ポンティック (ダミー) について、所定点数に772点を加算する	 前装鋳造ポンティック(ダミー)について、所定点数に〇〇〇点を加算する 金属褒装ポンティック(ダミー)について、所定点数に〇〇〇点を加算する

(3) 有床義歯の評価の引上げ

現行		改正案	
【有床義歯】	,	【有床義歯】	
1 局部義歯(1床につき)		1 局部義歯 (1 床につき)	
イ 1歯から4歯まで	525点	イ 1歯から4歯まで	<u>000点</u>
ロ 5歯から8歯まで	650点	ロ 5歯から8歯まで	OOO点

101

【 Ⅱ-6 (歯科医療の充実について) 一⑮ 】

歯科診療における患者への文書による 情報提供の在り方

骨子【Ⅱ-6-(4)】

第1 基本的な考え方

- 1 歯科診療において文書による情報提供が義務付けられている項目について、、診療報酬改定結果検証部会における検証結果等を踏まえ、情報提供の在り方の見直しを行う。
- 2 具体的には、情報提供の時期、情報提供が算定要件となる項目及び提供すべき内容についての見直しを行う。

第2 具体的な内容

- 1 情報提供の時期については、口腔内の状況に変化があった場合や、指導管理に変更があった場合など、歯科治療等に進行状況に合わせて行うこととし、3ヶ月に1回以上の交付頻度とする。
- 2 文書による情報提供が算定要件となる項目については、①情報提供を行う ことで、患者の療養の質の向上が図られることが期待できる項目、②治療計 画を示したり口腔内の図示を行うことで、患者の歯科疾患に関する理解を深 め、納得できる歯科医療を進めることが期待できる項目、とする。

(文書による情報提供を算定要件とすることを廃止する項目)

- (1) 歯科訪問診療料
- (2) 補綴時診断料
- (3) 矯正装置装着時のフォースシステム加算
- (4) 歯科治療総合医療管理料
- (5) 歯科特定疾患療養管理料 (治療計画に基づいた療養上必要な指導に係 る文書提供)
- 3 情報提供すべき内容については、過不足のない効率的な情報提供を図ることとし、項目間の重複が無いようにすることとし、留意事項通知等において、 整理する。

調剤料の見直し

骨子【Ⅱ-7-(1)(2)】

第1 基本的な考え方

- 1 治療上の必要性から行われている一包化薬の調剤料について、現行では多くの種類の内服薬が処方されていても、服用時点が全て同一の場合には算定できないとされているが、一包化に要する手間にかんがみ、一定の要件を満たした場合には算定できることとするとともに、その評価を見直す。
- 2 また、投薬量、投与日数等にかかわらず1調剤当たりの評価とされている 自家製剤加算のうち、錠剤の半割については、他の自家製剤に比し調剤に要 する手間が少ないことにかんがみ、投与日数を考慮し、その評価を見直す。

第2 具体的な内容

1 一包化薬の見直し

処方された内服薬が3種類以上の場合には、服用時点が全て同一であっても、一包化薬の調剤料を算定できることとするとともに、一包化薬の評価を引き下げる。

現 行			改正案	
【調剤料】		【調剤料】		(改)
一包化藥	97点	一包化薬	<u>000点</u>	(C)
・ 2剤以上の内服薬を服用問	持点ごとに一包	2 剤以上の内	服薬又は1剤で3種類以上	
化薬として調剤した場合は、	投与日数が7	の内服薬を服用	時点ごとに一包化薬として	
又はその端数を増すごとに	所定点数を算	調剤した場合は	、投与日数が7又はその端	
定する		数を増すごとに	所定点数を算定する	

- 注:1剤とは、薬剤の種類数にかかわらず、服用時点が同一の内服薬をいう。
- 2 自家製剤加算における錠剤の半割に係る区分の見直し

自家製剤加算のうち、錠剤の半割を行った場合に算定する区分について、 自家製剤に要する手間の少なさを考慮して評価を引き下げ、投与日数に応じ た評価とする。

104

【 Ⅱ-7 (調剤報酬の見直しについて) -② 】

患者の薬歴管理及び服薬指導に係る評価の見直し

骨子【Ⅱ-7-(3)】

第1 基本的な考え方

薬局における患者に対する必要な服薬指導を充実させ、服薬指導に係る調剤報酬体系の簡素化を図るため、薬剤服用歴管理料の加算である服薬指導加算を廃止するとともに、薬剤服用歴管理料の算定要件に、患者等から収集した服薬状況等の情報に基づき服薬指導することを新たに追加し、その評価を引き上げる。

第2 具体的な内容

現 行		改止業		
【薬剤服用歴管理料】	22点	【薬剤服用歴管理指導料】	000点	(改)
		 患者(後期高齢者を除く 次に掲げる指導等のすべて 算定 		
・ 患者ごとに作成された薬 き、投薬に係る薬剤の名称 効能、効果、副作用及び相 主な情報を文書等により患 剤の服用に関し、基本的な 行った場合に算定	、用法、用量、 互作用に関する 者に提供し、薬	① 患者ごとに作成された薬 き、投薬に係る薬剤の名称 効能、効果、副作用及び相 主な情報を文書等により患 剤の服用に関し、基本的な	、用法、用量、 互作用に関する 者に提供し、薬	
 服薬指導加算 処方された薬剤について その家族等から服薬状況等 て薬剤服用歴に記録し、こ の服用等に関し必要な指導 加算 	の情報を収集し れに基づき薬剤	② 処方された薬剤について その家族等から服薬状況等 て薬剤服用歴に記録し、こ の服用等に関し必要な指導	の情報を収集し れに基づき薬剤	

改正案 現行 (改 「白家製剤加質】 【白家製剤加質】 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、 各区分の所定点数に1調剤につきそれぞれ次 各区分の所定点数に1調剤につき (イの(1) の点数 (予製剤による場合は所定点数の10 に掲げる場合にあっては、投与日数が7又は 0分の20に相当する点数)を加算する。た その端数を増すごとに) それぞれ次の点数(予 だし、別に厚生労働大臣が定める薬剤につい 製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の ては、この限りでない 100分の20に相当する点数)を加算する。 ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤につ いては、この限りでない イ 内服薬及び屯服薬(特別の乳幼児用製剤 イ 内服薬及び車服薬(特別の乳幼児用製剤 を行った場合を除く。) を行った場合を除く。) (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒 (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒 剤又はエキス剤の内服薬 〇〇〇点 剤、エキス剤 (2) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒 剤又はエキス剤の屯服薬 OOO点 (2) 液剤 45点 (3) 液剤 45点

105

【 Ⅱ-7 (調剤報酬の見直しについて) -③】

長期投薬情報提供料1の見直し

骨子【Ⅱ-7-(4)】

第1 基本的な考え方

現行の長期投薬情報提供料1は、長期投薬に係る薬剤の安全使用の観点から、患者に薬剤を交付した後、服用期間中に重要な情報を薬局が入手した場合に当該患者に連絡することにつき、患者の同意を得た場合に算定することとされているが、その算定回数に比し、実際に患者等に対して情報提供した回数が少ない実態を踏まえ、実際に情報提供した場合のみ算定できることとする。

第2 具体的な内容

長期投薬情報提供料1について、服用期間中に重要な情報を薬局が入手した場合に当該患者に連絡することにつき、あらかじめ患者の同意を得た上で、 実際に情報提供した場合のみ算定できることとする。

現 行	改正案	_
【長期投薬情報提供料】	【長期投薬情報提供料】	改
長期投薬情報提供料1 (処方せんの受付1回	長期投薬情報提供料1(情報提供1回につき)	_
につき)	1 8 点	
服薬期間が14日又はその端数を増すごとに		
18点		
患者又はその家族等の求めに応じ、長期投	患者又はその家族等の求めに応じ、長期投	
薬に係る薬剤の使用が適切に行われるよう、	薬に係る薬剤の使用が適切に行われるよう、	
処方せん受付時に、当該処方せんに係る服薬	<u>長期投薬に係る</u> 処方せん受付時に、処方せん	
期間中に、当該処方せん受付薬局が当該薬剤	を受け付けた保険薬局が、当該薬剤の服薬期	
の使用に係る重要な情報を知ったときは、患	間中にその使用に係る重要な情報を知ったと	
者又はその家族等に対し当該情報を提供する	きは、患者又はその家族等に対し当該情報を	
ことにつき患者の同意を得た場合に算定する	提供することにつきあらかじめ患者の同意を	
	得た上で、実際に当該情報を提供した場合で	
	あって、当該患者の次回の処方せんの受付時	
	に提供した情報に関する患者の状態等の確認	
	及び必要な指導を行った場合に算定する	

放射線治療の質等の充実

骨子【皿-1-(1)(2)】

第1 基本的な考え方

がん医療の中で重要な役割が期待されている放射線治療について、放射線 治療機器の保守管理、精度管理、及び治療計画策定の体制について評価を行 い、質の向上を図る。

また、療養生活の質の維持向上を図るために、外来で放射線治療を行う体制を整備し、技術の進歩により有効性が明らかになった新しい放射線治療を 保険導入する。

第2 具体的な内容

- 1 放射線治療の質の向上を図るため、放射線治療機器の保守管理、精度管理 及び照射計画策定の体制の評価を新設する。
- 新)医療機器安全管理料2 〇〇〇点(計画策定時1回)

[算定要件

放射線治療を必要とする患者に対し、治療計画が策定した場合に算定する [施設基準]

- 1 放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療について相当の経験を有するものに限る。)が1名以上配置されていること
- 2 当該管理を行うにつき必要な体制が整備されていること
- 3 当該管理を行うにつき、十分な機器及び施設を有していること
- 2 放射線治療の外来での提供体制を充実させ、療養生活の質の向上を図るため、外来放射線治療加算を創設する。
- (新)外来放射線治療加算 〇〇〇点

[算定要件]

放射線治療(体外照射のうち高エネルギー体外照射、強度変調放射線治療)を必要とする悪性腫瘍の入院中の患者以外の患者に対し、当該治療を実施した場合、1人1日につき1回に限り算定できることとする

[旅設基準]

外来放射線治療を行うことができる十分な体制、機器及び施設(患者が休憩等でき

108

【 Ⅲ-1 (がん医療の推進について) -② 】

化学療法の質等の充実

骨子【皿-1-(3)】

第1 基本的な考え方

外来化学療法の充実が求められている中で、これを担う医療機関は年々増加しているが、化学療法は、昨今、新たな抗悪性腫瘍剤が数多く登場して、高度化・複雑化しつつあり、専門性を有する医師等の関与が求められている。また、現在、動脈注射による抗悪性腫瘍剤の投与の場合や点滴注射における注射量が少量の場合の無菌製剤処理が評価されていない。

そのため、化学療法について充実した体制を評価することにより、質を確保しつつ、その拡大を図る。

第2 具体的な内容

1 現行の化学療法を行う体制に係る評価を引き下げる一方、専門の医師、看護師、薬剤師の配置等、より高い外来化学療法を行う体制が整っている医療機関において提供される化学療法について、評価を新設する。また、この加算の評価対象を動脈注射等についても拡大する。

現 行	改正案
【外来化学療法加算】 (1日につき) 400点	【外来化学療法加算1】(1日につき) 〇〇〇点
	【外来化学療法加算2】 (1日につき) 〇〇〇点

[算定要件]

入院中の患者以外の悪性腫瘍の患者に対して化学療法を行った場合、1日につき加算する

[施設基準]

外来化学療法加算1については、以下に掲げる基準

- 1 医師、看護師及び薬剤師について、相当の経験を有する者が配置されていること
- 2 実施される化学療法の治療内容の妥当性を評価し、承認する委員会を開催している こと

を満たすこととし、外来化学療法加算2については、従前の外来化学療法加算の基準を 満たすこととする るベッドを有している等)を有していること

3 従来の放射線治療と比較して正常臓器への副作用が少ない治療法として 認められている強度変調放射線治療(IMRT)について、保険導入を図る。

(新)強度変調放射線治療 (IMRT)

 ア 放射線治療管理料
 〇〇〇点

 イ 体外照射
 1回目
 〇〇〇点

 2回目
 〇〇〇点

[算定要件]

原発性の頭頭部腫瘍、前立腺腫瘍、中枢神経腫瘍の患者に対し強度変調放射線治療 を実施した場合に算定する

[施設基進]

強度変調放射線治療を安全に行うことができる十分な体制、機器及び施設を有して いること

109

2 注射に際して、抗悪性腫瘍剤等の無菌製剤処理を実施した場合の評価について、その対象を拡大する。

新 無菌製剤処理料

ア 無菌製剤処理料 1 〇〇〇点

(悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者)

イ 無菌製剤処理料2 〇〇〇点

(ア以外のもの)

[算定要件]

動脈注射、点滴注射、中心静脈注射等を行う際に、無菌製剤処理が行われた場合に、 処理が行われた薬剤が注射される患者の区分に応じて算定する

[施設基準]

- 1 病院であること
- 2 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設を有し必要な体制が整備されていること

緩和ケアの普及と充実

骨子【Ⅲ-1-(4)(6)(9)(10)】

第1 基本的な考え方

がん患者及びその家族が、できる限り質の高い療養生活を送ることができ るようにするために重要となる緩和ケアについて、必要な評価を行う。

第2 具体的な内容

1 がん性疼痛の緩和を目的に医療用麻薬を投与しているがん患者に対して、 WHO方式のがん性疼痛治療法に従って、計画的な治療管理と療養上必要な 指導を継続的に行い、麻薬を処方することに対する評価を新設する。

(新)がん性疼痛緩和管理指導料 〇〇〇点

[算定要件]

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して、WHO 方式のがん性疼痛の治療法(がんの痛みからの解放-WHO方式がんの疼痛治療法-第2版)に基づき、副作用対策や疼痛時の対応を含めた計画的な治療管理や当該薬剤 の効果等に関する説明を含めた療養上必要な指導を行い、麻薬を処方する場合に算定 する

2 緩和ケア診療加算について、緩和ケアの質の向上を図るため、専任の薬剤 師の配置を要件に追加し、加算を引き上げる一方、がん患者の地域での療養 生活の質の向上を図るため、入院医療に専従とされている医師が外来診療に 当たることができるよう、その勤務形態の要件を緩和する。

[算定要件]

緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に加算する

	基	

現 行	改正案	_
【緩和ケア診療加算】(1日につき)	【緩和ケア診療加算】(1日につき)	改
250点	<u>OOO点</u> `	
(1) 以下の3名から構成される緩和ケアに係	(1) 以下の <u>4名</u> から構成される緩和ケアに係	
る専従のチームが設置されていること	る専従のチームが設置されていること	
ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師	ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師	

112

連携を行うこと。連携している診療所が居
宅において診療を行っている患者の緊急時
においては、その患者を受け入れることが
できる体制を確保すること
(4) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療
機関は、連携している診療所の患者に関し、
緊急の相談等に対応できるよう、24時間
連絡を受ける体制を整えること
(5) 緩和ケア病棟においては、連携する医療
機関の医師、看護師等に対する病棟での実
習を伴う専門的な緩和ケアの研修を行って
いること

4 介護老人保健施設や療養病床において、がん患者の疼痛緩和のために医療 用麻薬を保険医療機関の医師が処方した場合に算定できることとし、対象を 拡大する。

併せて、保険医療機関の医師の処方せんに基づき保険薬局で交付すること ができる注射薬及び特定保険医療材料を追加する。

薬剤例: クエン酸フェンタニル製剤、 日。遮断剤

- 在宅及び外来患者の緩和ケアを推進するため、以下の薬剤師の取組を進め 5
 - (1) 在宅患者の場合

在宅患者訪問薬剤管理指導料の麻薬管理指導加算の算定要件として、薬 剤師が、患者又はその家族等に対する定期的な残薬の確認及び廃棄方法に 関する指導を行うことを追加する。

(2) 外来患者の場合

現行の調剤報酬における薬剤服用歴管理料の麻薬管理指導加算について、 麻薬の服用及び保管の状況、副作用の有無等の確認を算定要件とするとと もに、その評価を引き上げる。

現 行		改正案		
【薬剤服用歴管理料】		【薬剤服用歴管理指導料】		改
麻薬管理指導加算	8点	麻薬管理指導加算	000点	1
'				-

- 精神症状の緩和を担当する常勤医師
- ウ 緩和ケアの経験を有する常勤看護師
- (2) (1)にかかわらず、(1)のア又はイに掲げ る医師のうちいずれかは緩和ケアチームに 係る業務に関し専任であって差し支えない ものとする
- イ 精神症状の緩和を担当する常勤医師
- ウ 緩和ケアの経験を有する常勤看護師
- エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師
- (2) (1)にかかわらず、(1)のア又はイに掲げ る医師のうちいずれか、<u>また工の薬剤師に</u> ついては、緩和ケアチームに係る業務に関 し専任であって差し支えないものとする また、(1)に掲げる緩和ケアチームに係る 業務に関し専従である医師であっても、専 門的な緩和ケアに関する外来診療を行うこ とを目的に、連携している他の保険医療機 関からの専門的な緩和ケアを要する紹介患 者を外来で診療を行うことについては、差 し支えのないものとする(ただし、就労時 間の半分を超えないこと。)
- 3 緩和ケア病棟入院料について、緩和ケア病棟が終末期のケアに加え、一般 病棟や在宅では対応困難な症状緩和、在宅療養の支援等の機能をバランス良 く備えたものとするため、位置付けにおいて明確化するとともに、地域の在 宅医療を担う医療機関との連携や、24時間連絡を受ける体制等の要件を新 たに追加する。

現行	改正案	
【緩和ケア病棟入院料】(1日につき)	【緩和ケア病棟入院料】(1日につき)	(改)
(1) 緩和ケア病棟は、主として末期の悪性腫	(1) 緩和ケア病棟は、主として苦痛の緩和を	
瘍又は後天性免疫不全症候群の患者を入院	<u>必要とする悪性腫瘍</u> 及び後天性免疫不全症	
させ、緩和ケアを行う病棟であり、当該病	候群の患者を入院させ、 <u>緩和ケアを行うと</u>	
棟に入院した緩和ケアを要する末期の悪性	ともに、外来や在宅への円滑な移行を支援	
腫瘍及び後天性免疫不全症候群の患者につ	する病棟であり、当該病棟に入院した緩和	
いて算定する	ケアを要する悪性腫瘍及び後天性免疫不全	
	症候群の患者について算定する	
(2) 緩和ケア病棟における末期悪性腫瘍患者	(2) 緩和ケア病棟における <u>悪性腫瘍患者のケ</u>	
のケアに関しては、「がん末期医療に関す	アに関しては、「がん緩和ケアに関するマ	
るケアのマニュアル」(厚生省・日本医師	ニュアル」(厚生労働省・日本医師会監修)	
会編)を参考とする	を参考とする	
	(3) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療	ĺ
	機関は、地域の在宅医療を担う医療機関と	

113

び指導を行った場合

注 麻薬の服用に関し、必要な薬学的管理及 注 麻薬の服用に関し、その服用及び保管の 状況、副作用の有無等について患者に確認 <u>し、</u>必要な薬学的管理及び指導を行った場 合

がん診療連携拠点病院加算の評価

骨子【III-1-(7)】

第1 基本的な考え方

がん診療連携拠点病院は、専門的ながん医療を提供するだけではなく、地域におけるがん医療の連携の拠点として地域連携体制を構築するとともに、地域医療従事者への研修等を通じて、地域のがん医療の向上を図っていくことが期待されている。

がん対策推進基本計画に伴う、がん診療連携拠点病院の機能強化を踏まえ、 診療報酬上更なる評価を行う。

第2 具体的な内容

がん治療におけるがん診療連携拠点病院が果たす役割や今後の機能強化にかんがみ、がん診療連携拠点病院加算を引き上げる。

現 行		改正案		
【がん診療連携拠点病院加算】	(入院初日)	【がん診療連携拠点病院加算】	(入院初日)	(改)
	200点		<u>000点</u>	

[算定要件]

他の保険医療機関等からの紹介による悪性腫瘍の患者に対して入院医療を提供した 場合について、入院初日に限り加算する

[施設基準]

がん診療連携拠点病院の指定を受けていること

116

【Ⅲ-2 (脳卒中対策について) ~①】

地域連携診療計画の評価の拡大と見直し

骨子【皿-2~(1)】

第1 基本的な考え方

地域連携診療計画(地域連携クリティカルパス)に関する検証結果及び医療計画の見直しを踏まえ、対象疾患の拡大及び算定要件等の見直しを行う。

第2 具体的な内容

- 1 疾患の特性及び医療機関間の連携の重要性にかんがみ、脳卒中を対象疾患に追加するとともに、脳卒中に係る評価は医療計画に記載されている病院・ 有床診療所について行うこととする。
- 2 地域連携診療計画には、退院基準、転院基準及び退院時日常生活機能評価 を明記する。
- 3 対象疾患や連携医療機関数の増加数を踏まえて、地域連携診療計画に係る 評価を引き下げる。

現 行	改正案
【地域連携診療計画管理料】	【地域連携診療計画管理料】
1,500点	点000点
【地域連携診療計画退院時指導料】	【地域連携診療計画退院時指導料】
1,500点	<u>000а</u>
対象疾患 大腿骨頚部骨折	対象疾患 大腿骨頚部骨折 脳卒中

[施設基準の見直し]

- 1 脳卒中を対象疾患とする場合にあっては、医療法第30条の4の規定に基づき<u>都道</u> 府県が作成する医療計画に記載されている病院又は有床診療所であること
- 2 地域連携診療計画に、退院基準、転院基準及び退院時日常生活機能評価を明記する こと

【 Ⅲ-1 (がん医療の推進について) -⑤ 】

リンパ浮腫に関する指導の評価

骨子【III-1-(8)】

第1 基本的な考え方

リンパ節郭清の範囲が大きい乳がん、子宮がん、卵巣がん、前立腺がんの 手術後にしばしば発症する四肢のリンパ浮腫について、その発症防止のため の指導について評価を行う。

第2 具体的な内容

リンパ浮腫の治療・指導の経験を有する医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士が、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清(腋窩リンパ節郭清術)を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行った患者に対し、手術前後にリンパ浮腫に対する適切な指導を個別に実施した場合の管理料を新設する。

(新)リンパ浮腫指導管理料 〇〇〇点(入院中1回)

[算定要件]

保険医療機関に入院中の患者であって、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立 腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行ったものに対して、 医師又は医師の指示に基づき稽護師等(准看護師を除く。)が当該手術を行った日の 属する月又は当該手術を行った日の属する月の前月若しくはその翌月のいずれかにリ ンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中1回に限り算定 する

117

【 Ⅲ-2 (脳卒中対策について) -② 】

超急性期脳卒中加算の創設

骨子【Ⅲ-2-(2)】

第1 基本的な考え方

脳梗塞については、発症後3時間以内に組織プラスミノーゲン活性化因子(tーPA(アルテプラーゼ))を投与することにより、後遺症の発生率を下げることが報告されている。しかしながら、発症後3時間以内の投与のためには、病院到着後、迅速な診察、検査、画像診断等を経て確定診断を行う等の高い病院機能が要求される。

このため、超急性期脳卒中治療に係る体制について評価を行う。

第2 具体的な内容

tーPA(アルテプラーゼ)を下記の要件のもとで投与した場合の評価を 新設する。

(新)超急性期脳卒中加算 〇〇〇点

[算定要件]

- 1 超急性期脳卒中加算は脳卒中発症後3時間以内に組織プラスミノーゲン活性化因子 (t-PA(アルテプラーゼ))を投与した場合に入院初日に限り所定点数に加算する
- 2 投与に当たっては、「rt-PA (アルテプラーゼ) 静注療法指針部会」作成の「rt-PA (アルテプラーゼ) 静注療法適正治療指針」を踏まえ適切に行われるよう十分留意すること
- 3 投与を行う医師は「脳梗塞 rt-PA 適正使用講習会」を受講していること

[施設基準]

- 1 当該医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師(専ら脳 卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。)が1名以上配 置されており、「脳梗塞rt-PA適正使用講習会」を受講していること
- 2 薬剤師が常時配置されていること
- 3 診療放射線技師及び臨床検査技師が常時配置されていること
- 4 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること
- 5 脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。ただし、1 C U や S C U と兼用であっても構わないものとする
- 6 次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、これらの 装置及び器具が他の治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、

この限りではない

- ア 救急蘇生装置 (気管内挿管セット、人工呼吸装置等)
- イ 除細動器
- ウ 心電計
- 工 呼吸循環監視装置
- 7 コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影及び脳血管造影等の必要な画像撮影及び診断が常時行える体制であること

【Ⅲ-3 (自殺対策・子どもの心の対策について) -(ī)】

自殺対策における精神医療の評価

骨子【皿-3-(1)(2)】

第1 基本的な考え方

平成10年に年間自殺者が3万人を超え、その後も自殺者数が高水準で推移していることを受け平成19年6月に自殺対策基本法が制定され、同法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が決定された。

医療については、この中でうつ病の早期発見・早期治療が重要であること や、救急医療施設における精神科医による診療体制の充実を図ることが必要 であるとされており、これらに必要な評価を行う。

第2 具体的な内容

1 早期の精神科受診の促進

うつ病等の精神障害の患者に対して早期の精神科受診を促すため、身体症状を訴えて内科等を受診した患者について、その原因疾患としての身体的疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神障害を疑い、担当医が診断治療等の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科医師に受診日の予約をとった上で患者の紹介を行った場合の診療情報提供料(I)の加算を創設する。

(新)精神科医連携加算 〇〇〇点(1回につき)

2 救命救急センターにおける精神医療の評価

救命救急センターに搬送された自殺企図等による重篤な患者であって、精神疾患を有する患者又はその家族等からの情報等に基づいて、精神保健指定医が、当該患者の診断・治療等を行った場合の加算を創設する。

(新)救命救急入院料の加算 〇〇〇点(1回につき)

120

【Ⅲ-3(自殺対策・子どもの心の対策について) -②】

子どもの心の診療に関する評価の充実

骨子【Ⅲ-3-(3)(4)(5)】

第1 基本的な考え方

子どもの心の診療においては、外来、入院ともに専門的な医療を提供できる医療機関や医師が十分でなく、その拡充が求められていることから、診療報酬上必要な評価を行う。外来医療については、十分な期間に渡り、手厚い診療体制を整備するため、該当項目の算定要件を見直すとともに、入院医療についても、子どもの心の診療について評価を引き上げる。

第2 具体的な内容

1 子どもの心の診療の特性に応じた外来の評価の充実

小児特定疾患カウンセリング料の算定期間及び算定回数の要件を緩和する。 また、入院中以外の20歳未満の患者に対して行う精神療法について、在宅にも拡大するとともに、当該療法を行った場合の加算について、算定期間の 要件を緩和する。

現行	改正案
【小児特定疾患カウンセリング料】	【小児特定疾患カウンセリング料】
療養上必要なカウンセリングを同一月内に	療養上必要なカウンセリングを同一月内に
1回以上行った場合に、1年を限度として月	1 回以上行った場合に、 <u>2年</u> を限度として <u>月</u>
1回に限り算定する	2回に限り算定する
7 1 0 点	イ 月の1回目 〇〇〇点
	ロ 月の2回目 〇〇〇点
【通院精神療法】	
20歳未満の患者に対して通院精神療法を	【通院・在宅精神療法】
行った場合(初診の日から起算して6月以内	20歳未満の患者に対して通院精神療法を
の期間に行った場合に限る。)は、所定点数	行った場合(初診の日から起算して <u>1年以内</u>
に200点を加算する	の期間に行った場合に限る。)は、所定点数
	に200点を加算する

2 入院の評価の充実

児童・思春期精神科入院医学管理加算の評価を引き上げるとともに、治療

室単位での算定も可能となるよう、算定要件を緩和する。

現行		改正案	
【児童・思春期精神科入院医学管理加算】		【児童・思春期精神科入院医学管理加算】	
(1日につき) 350点		(1日につき)	000点

[算定要件]

治療室単位の場合は次の要件を満たすものであること

児童・思春期治療室

- 1 当該治療室の病床数は30床以下である
- 2 当該治療室の入院患者数の概ね8割以上が20歳未満の精神疾患を有する患者であること
- 3 その他の当該治療室の施設基準については、現行の病棟の施設基準に準ずる

等

医療機器等の安全確保に係る評価

骨子【Ⅲ-4-(1)】

第1 基本的な考え方

平成18年6月の医療法改正等を踏まえ、医療機関における医療機器の安全確保や適正使用を一層推進するため、特に安全管理の必要性が高い生命の維持に直接関与する医療機器の専門知識を有する臨床工学技士の配置について評価する。

第2 具体的な内容

医療機器の安全対策に係る評価を新設する。

新)医療機器安全管理料1 〇〇〇点(1月に1回)

「算定要件」

医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士を1名以上配置し、医療安全対策の体制を整備している医療機関において、患者に対して、生命維持管理装置を用いて治療を行った場合に算定する。

(対象となる医療機器)

- ア 人工心肺装置
- イ 補助循環装置
- ウ 人工呼吸器
- エ 血液浄化装置 (人工腎臓を除く)
- オ 除細動装置
- カ 閉鎖式保育器
- ※ 放射線治療機器の保守管理、精度管理及び照射計画策定の体制の評価を 目的とした医療機器安全管理料2の創設については、「Ⅲ-1-① 放射 線治療の質等の充実について」を参照のこと。

124

<特に安全管理が必要な医薬品>

抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、 抗てんかん剤、血液凝固阻止剤、ジギタリス 製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤(注 射薬に限る。)、精神神経用剤、糖尿病用剤、 膵臓ホルモン剤及び抗H I V薬

[施設基準]

- 1 薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師 (2人以上の常勤の薬剤師) が配置されて いること
- 2 薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 を有していること (常勤の薬剤師が1人以上配置されていること)
- 3 入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を 含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること

【 Ⅲ-4 (医療安全の推進と新しい技術等の評価について) -②】

ハイリスク薬等に関する薬学的管理の評価等

骨子【Ⅲ-4-(3)】

第1 基本的な考え方

- 1 入院患者に対する薬剤師の薬学的管理及び指導について、ハイリスク薬 (投与量の加減により重篤な副作用が発現しやすいものなど、特に安全管理 が必要な医薬品)を使用する患者及び救命救急入院料等の算定対象となる重 篤な患者に対して実施した場合を重点的に評価することとし、それ以外の場 合の評価を引き下げる。
- 2 併せて、病院と同等の施設基準を満たす有床診療所においても、算定できることとする。

第2 具体的な内容

薬剤管理指導料について、対象患者の違いにより、3つの区分に分類して 設定し、重篤な患者及びハイリスク薬を使用する患者に対する評価を引き上 げ、それ以外の患者に対する評価を引き下げるとともに、現行の薬剤管理指 導料の施設基準を満たす有床診療所においても、薬剤管理指導料を算定でき ることとする。

現 行		改正案	
【薬剤管理指導料】	350点	【薬剤管理指導料】	
		1 救命救急入院料等を算定している患者に	
		対して行う場合 〇〇〇点	
		(2の場合よりも引上げ)	
		2 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又に	
		注射されている患者に対して行う場合	
		(1に該当する場合を除く。)	
		<u>000点</u>	
		3 1及び2以外の患者に対して行う場合	
		<u>000点</u>	
施設基準に適合する病	院である保険医療	施設基準に適合する保険医療機関に入門	
機関に入院している患者	に対して投薬又は	している患者に対して投薬又は注射及び導	
注射及び薬学的管理指導	を行った場合に、	学的管理指導を行った場合に、 <u>当該患者に</u>	
患者1人につき週1回に	限り、月4回を限	係る区分に従い、患者1人につき週1回に	
度として算定する		限り、月4回を限度として算定する	

125

【 Ⅲ-4 (医療安全の推進と新しい技術等の評価について) -③ 】

画像診断等の評価の見直し

骨子【皿-4- (6)】

第1 基本的な考え方

臨床診断の基礎となる画像診断報告の質を確保する体制について見直す。

第2 具体的な内容

画像診断管理加算の	り上げ		
現行		改正案	
画像診断管理加算 1	58点	画像診断管理加算 1	000点
画像診断管理加算 2	87点	画像診断管理加算2	
画像診断管理加算の施設基準		画像診断管理加算の施設基	基準
(1) 画像診断管理加算 1 の施設	设基準	(1) 画像診断管理加算 10	り施設基準
イ 放射線科を標接している	呆険医療機関で	イ 放射線科を標榜してい	いる保険医療機関
あること		あること	
ロ 画像診断を専ら担当する	常勤の医師が配	ロ 画像診断を専ら担当す	する常勤の医師が
置されていること		置されていること	
ハ 画像診断管理を行うにつ	き十分な体制が	ハ 画像診断管理を行うに	こつき十分な体制
整備されていること		整備されていること	
(2) 画像診断管理加算2の施設	设基準	(2) 画像診断管理加算20	の施設基準
		イ 放射線科を標榜してい	いる病院であるこ
		ロ 画像診断を専ら担当す	する常勤の医師が
		置されていること	
イ 当該保険医療機関で行われ	れるすべての核	ハ 当該保険医療機関にあ	おいて実施される
医学診断及びコンピュータ-	一断層診断につ	べての核医学診断及びこ	コンピュータ ー 断
いて、原則として、当該保	険医療機関にお	診断について、口に規定	定する医師の指示
いて画像診断を専ら担当す	る常勤の医師に	下に画像情報等の管理	<u>を行っていること</u>
より行われていること		二 当該保険医療機関に	おける核医学診断
ロ (1)の基準を満たしている	病院であるこ	びコンピューター断層:	诊断のうち、少な
٤		とも八割以上のものの話	売影結果が、ロに
		定する医師により遅く。	とも撮影日の翌診
		日までに主治医に文書で	で報告されている
		<u>ح</u>	
		ホ 画像診断報告書にはま	参照画像を添付す

<u>ع ت</u>

先進医療技術の保険導入

第1 基本的な考え方

骨子【Ⅲ-4-(6)】

医療技術の高度化等に対応する観点から、先進医療専門家会議における検 討結果を踏まえ、先進医療技術について保険導入を行うものである。特に今 回は先進医療の制度を開始してから初めての保険導入であり、それまでの高 度先進医療として長期間に渡って実施されてきた医療技術について重点的に 評価し、保険導入されている点が特徴といえる。

第2 具体的な内容

先進医療技術は、現時点(平成20年1月1日現在)において125技術 あるが、今回の評価対象となった98技術のうち、24技術(別紙)について 保険導入を行うものである。(ただし、保険導入に当たり、適応症や実施す る施設等について適切な条件を付されるものもある。)

(例)

- (1) 患者の負担が軽減されるもの(治療時の身体的負担など)
 - 内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術
 - 抗がん剤感受性試験
 - ・眼底三次元画像解析
- (2) より高い治療効果が見込まれるもの
 - ·強度変調放射線治療 (1MRT)
 - 生体部分肺移植術
 - ・超音波骨折治療法
 - ・DNA診断(栄養障害型表皮水疱症、脊髄性筋萎縮症など)
- (3) より正確な手術の支援が見込まれるもの
 - ・自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術(PPH)
 - ・画像支援ナビゲーション
 - ・実物大臓器立体モデルによる手術計画
 - ・焦点式高エネルギー超音波療法

(別紙)

- ・自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術 (PPH)
- · 強度変調放射線治療
- · 内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術
- ・画像支援ナビゲーションによる内視鏡下鼻内副鼻腔手術
- 顔面骨又は頭蓋骨の観血的移動術
- ・培養細胞による先天性代謝異常診断
- ・実物大臓器立体モデルによる手術計画
- ・歯周組織再生誘導法
- ・接着ブリッジによる欠損補綴並びに動揺歯固定
- ・焦点式高エネルギー超音波療法
- ・レーザー応用による齲蝕除去・スケーリングの無痛療法
- ・栄養障害型表皮水疱症のDNA診断
- ・家族性アミロイドーシスのDNA診断
- ・不整脈疾患における遺伝子診断
- ・画像支援ナビゲーション手術
- 生体部分肺移植術
- 脊髄性筋萎縮症のDNA診断
- ・抗がん剤感受性試験(CD-DST法及びHDRA法)
- ・中枢神経白質形成異常症の遺伝子診断
- ・グルタミン受容体自己抗体による自己免疫性神経疾患の診断
- · 超音波骨折治療法
- · 眼底三次元画像解析

128

【 Ⅲ-4 (医療安全の推進と新しい技術等の評価について) -⑤ 】

新規医療技術の保険導入

第1 基本的な考え方

骨子【Ⅲ-4-(7)】

医療技術の進歩・高度化等に対応する観点から、中医協・診療報酬調査専 門組織の医療技術評価分科会において、優先的に保険導入すべき新規医療技 術の検討が行われたもの。

第2 具体的な内容

学会からの要望のあった681技術のうち、42の新規技術について保険 適用する優先度が高いと評価された。

(例)

- (1) 医療機器決定区分 C 2 (新機能、新技術)に係る技術 (頸動脈ステン ト等)
- (2) ベッセルシーリングシステム
- (3) 生体臓器移植ドナーの安全管理料
- (4) 神経学的診察技術料
- (5) 穿刺に係る技術の評価(経皮経管的肝膿瘍ドレナージ等)

【参考】

1 ベッセルシーリングシステム

手術を行う際には、必ず出血を止めるために、止血が必要となるが、内視鏡 手術では安全な止血を行うため、コンピューターにより自動制御された内視鏡 手術用の電気メスにより止血を行う。





2 頸動脈狭窄に対する血管拡張・ステント留置術

大腿動脈から挿入したカテーテルを用いて、頸動脈の狭窄部位をバルーンで 拡張する。そして、拡張後に血管壁内の粥腫等が脳内に飛散するのを防ぐ措置 を講じた上で、ステントを狭窄があった部位まで誘導し留置する手術である。



